

# 令和7年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第114号

令和7年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和7年9月3日

2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和7年第3回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月3日（水曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

1番	真鍋 泰二郎	2番	石崎 保彦
3番	鈴木 崇容	4番	常包 恵
5番	京兼 愛子	6番	竹林 昌秀
7番	川西 米希子	8番	合田 正夫
9番	三好 郁雄	10番	白川 正樹
11番	白川 皆男	12番	松下 一美
13番	大西 豊	14番	川原 茂行
15番	大西 樹		

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

3番 鈴木 崇容 4番 常包 恵

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平田友彦 事務局課長補佐 横関智之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長 栗田 隆義 副町長 長森 正志  
教育長 井上 勝之 総務課長 朝倉 智基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	松本学
福祉保険課長	山本貴文	健康増進課長	溝淵浩一
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

9月に入りましたが、残暑というよりは酷暑がまだまだ続いております。また、明日は台風の影響で1日雨の予想でございます。

本日、令和6年第3回9月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

今議会に上程させていただいているのは、報告2件、決算認定5件、議案6件、諮問1件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案6件、同法第233条の規定に基づく決算認定案5件を受理いたしました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づく報告1件、地方自治法第180条の規定に基づく専決処分報告1件、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告2件、人権擁護委員法第6条の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、中讃広域行政事務組合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県中部ボートレース事業組合議会において定例会及び臨時会が開催され、各会計の補

正予算、決算認定等の審議結果の報告がありました。

次に、監査委員より、令和7年5月分から7月分までの例月出納検査の報告、令和6年度の定期監査、行政監査、決算審査、基金運用状況審査、まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果と意見書の提出があり、受理いたしました。

これらの書類はタブレットの今定例会の議会報告フォルダにそれぞれ入れておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、議会報告を終わります。

**○大西樹議長** 議会報告を終わります。

### 日程第1 議会運営委員会報告

**○大西樹議長** 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

**○松下一美議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の御報告を申し上げます。

8月29日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、議会運営委員会委員6名が出席し、執行部同席の下、第3回定例会の運営について審議しましたので、御報告いたします。

お手元に配付されております議事日程第1号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から9月24日までの22日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（保育料請求事件）

日程第9 報告第2号 令和6年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第10 認定第1号 令和6年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について  
総務常任委員会付託

日程第11 認定第2号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第12 認定第3号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第13 認定第4号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

について 教育民生常任委員会付託

日程第14 認定第5号 令和6年度まんのう町下水道事業会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

なお、認定第1号から認定第5号までは関連がありますので、一括議題とさせていただきます。

日程第15 議案第1号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第16 議案第2号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第17 議案第3号 まんのう町町民体育館条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第18 議案第4号 字の区域の変更について 即決でお願いします。

日程第19 議案第5号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号 総務常任委員会付託

日程第20 議案第6号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号 教育民生常任委員会付託

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いします。

一般質問は9月4日と5日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、鈴木崇容君、4番、常包恵君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

**○大西樹議長** 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

#### 日程第4 町政報告

**○大西樹議長** 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** それでは、6月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

去る7月30日、極東ロシアに位置し、太平洋に大きく突き出たカムチャツカ半島において、マグニチュード8.8という観測史上でも極めてまれであり、20世紀以降に限っても世界で6番目の規模に数えられるほどの巨大地震が発生いたしました。この地震はその震源が海底であったことから、発生直後より津波発生の危険性が極めて高いと判断され、日本国内においても、北海道から和歌山県に至る広範な太平洋沿岸地域に対して気象庁より津波警報が発令されました。

東日本大震災において甚大な津波被害を経験し、その恐ろしさを身をもって知っている私たちにとって、今回の津波警報は単なる注意喚起を超えた強い緊張感を伴うものであり、多くの国民がテレビやラジオ、インターネットなどの情報を注視しつつ、息をひそめて時の経過を見守るという緊迫した時間を過ごすことになりました。

さらに、同じ時期の先月には九州北部において線状降水帯が発生し、その影響により一部の地域で観測史上例のないほど記録的な大雨が降り注ぎ、河川の氾濫や土砂災害など、生活基盤や地域社会に深刻な被害をもたらしました。

一方で、北陸地方に目を向けてみると、対照的に長期的な降水不足に見舞われ、実に40日間にもわたりまとまった雨が降らないという異常な気象状況が続き、農業、とりわけ稲作においては、生育不良や収量減少といった多大な影響が懸念されております。

加えて、四国地方においても、今年の梅雨期に十分な降雨が得られなかった、いわゆる空梅雨の影響から、水源の貯水率が低下し、水不足の懸念が高まっている状況でございます。

このように、地震・津波・豪雨・水不足といった多種多様な自然災害は人知をもってしても完全に防ぎ切ることができない、言わば避け難い現象でございます。しかしながら、発災時の迅速かつ的確な初動対応、被災状況を正確に伝える情報発信、そして、被害の拡大を未然に防ぐための諸施策は私たちの努力と協力次第で実行可能であり、その効果も十分に期待できるものであります。

当町におきましても、町職員はもちろんのこと、各地域に暮らす住民の皆様お一人お一人が平時から災害への備えを怠らず、いざというときにはお互いに助け合い、心を一つにして対応に当たることが被害を最小限に食い止めるために極めて重要でございます。何とぞ、今後とも防災活動への深い御理解と積極的な御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

では、本町の財政状況について御報告いたします。

本日より開催の9月定例議会において令和6年度決算認定をお願いいたしておりますが、一般会計の決算状況は、実質収支が3億7,416万6,000円の黒字となりました。単年度収支は5,965万2,000円の赤字となり、実質単年度収支につきましては、財源調整のため財政調整基金を3億5,000万円取り崩しましたが、5億7,000万円余りを新たに積み立てしたことなどにより、1億6,546万7,000円の黒字となりました。

また、財政の健全化を示す各指標につきましては、経常収支比率は人件費や公債費などの増加により1.6ポイント上昇し、87.4%となりました。実質公債費比率は公債費は微増であったものの、令和5年度で償還が完了したものがあったことなどにより、前年度に比べて0.4ポイント下降し、8.0%となりました。公債費負担比率につきましては、元利償還金が増加していることなどの要因により、こちらは前年度に比べて0.8ポイント上昇し、16.6%となりました。

次に、人口の推移でございます。

香川県の7月現在の人口は90万9,463人と、昨年同期比で9,050人の減となりました。まんのう町におきましても、7月末現在の世帯数につきましては7,474世帯と、昨年同期に比べまして33世帯の減となりましたが、人口につきましては1万6,915人と、313人の減となっております。

次に、防災関係についてでございます。

本年6月14日に国土交通省主催による水防技術講習会が開催され、本町消防団32名が参加し、水害に備え水防工法とロープワークの習熟が図られました。

また、7月9日の大雨により、本町においても大雨警報が発令され、造田地区に対し高齢者等避難の発令を行いました。幸い人的被害、家屋被害はありませんでした。今後も台風や梅雨前線による大雨等の気象状況に注視しながら、住民への避難情報の早期発信を心がけ、防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、人権対策関連についてでございます。

男女共同参画推進事業につきまして、6月21日に勤労青少年ホームで「男女共同参画講演会」として、香川県子ども女性センター地域連携支援室主任、有村亜弥子氏を迎えて、「子どもの虐待防止対策について～みなさんにできること～」と題した講演会を開催し、会場には88名が参加されました。男女共同参画の視点から分かりやすく講演をしていただき、地域・社会で子供たちの笑顔と未来を守るため、虐待防止に向けて私たちに何ができるのかを考える機会となりました。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

香川県下の本年における交通事故死者数は、8月3日現在、年累計で13件、13人となり、昨年同期21件、21人と比べ、8件、8人減少しております。

町内におきましては、今年の7月末時点で人身事故発生件数21件、昨年同期13件で

8件増加、負傷者数は27人、昨年同期14人で13人増加いたしております。

9月22日から30日には「秋の全国交通安全運動」が実施されますが、まんのう町におきましても、早朝や夕方のキャンペーンなどを通じて、早めのライト点灯、全席シートベルト着用の徹底や、歩行者、自転車利用者に対する反射材活用の啓発に取り組んでまいります。

次に、農業関係についてでございます。

まずは、ひまわりプロジェクトについて報告いたします。

今年度は約11ヘクタールの農地に作付され、ひまわり振興協議会で適正な管理ができるか確認を行い、生育が不十分な圃地につきましては、栽培農家の方々と都度協議いたしました。今年の出来栄えにつきましては、栽培農家の皆さんのがんばりにより、数年ぶりに順調に生育いたしました。今年は予定している収穫量を確保できるものと推察しております。現在は収穫日程を定めて刈取り作業を進めているところでございます。

次に、耕畜連携として進めておりますWCS用稻の作付状況でございます。

今年度の作付面積は町内で約65ヘクタールとなっており、昨年度から5ヘクタール増えています。また、本事業に取り組まれている農家数も昨年の30名から36名に増えていますので、今後も増産が見込めるものと考えております。

続きまして、国指定特別天然記念物コウノトリの現状について報告いたします。

今春の4月25日にふ化した2羽のひなは、その後、順調に成長いたしまして、6月6日に兵庫県立コウノトリの郷公園等や関係機関の御協力の下、足環を装着いたしました。その後、6月29日に2羽とも巣立ちを確認いたしました。残念ながら2羽のうち1羽が巣に戻ることができずに専門機関で治療しておりましたが、7月3日に亡くなってしまいました。

今年はコウノトリの繁殖3年目となり、まんのう町のコウノトリ保護の理念は、年々、定着してきていると感じております。これまでの取組の中でも、とりわけ「まんのう町コウノトリを見守る会」の方々を中心とした熱心な保護活動につきまして、改めて敬意を表したいと思います。

また、6月には町内の子供たちを対象に観察会の開催やひなの愛称の募集を行い、コウノトリの愛称が決まりました。町広報誌の10月号でこれらの特集記事を掲載しておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思います。

これらの保護活動を通して、コウノトリが生息できる貴重な自然環境を継承できるよう、今後におきましても、見守る会とともに組織的に普及啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域振興関係についてでございます。

今年はより一層「ひまわりの町まんのう」をアピールするために、中山ひまわり畑において、「ひまわり栽培協力隊」を40名程度募集し、播種から刈取り、搾油まで、年間を通じてヒマワリ栽培を実施することで、その大変さを体験してもらい、育てたヒマワリに

愛着を持ってもらい、「ひまわりの町まんのう」をより知ってもらうことを目的として実施いたしております。現在、刈り取りまで実施しており、この後、搾油を体験してもらうことといたしております。

また、7月5日には晴天に恵まれ、「ひまわりまつり」が盛大に行われ、約5,000人の来場者でにぎわいました。播種時における鳥害対策もうまくいき、辺り一面満開のひまわりを楽しむことができ、来訪者より今年はきれいですねとの言葉も聞かれました。

今年も香川大学生が考案し、協働で作業した「ひまわり迷路」には「黄色い魔法のドア」、「幸せの鐘」などを設置したところ、インスタ映えのスポットとして写真撮影や観賞など、町内外から多くの方が来場され、まんのう町を広くPRできたものと考えております。

次に、商工関係についてでございます。

6月号の広報でもお知らせした原油価格・物価高騰などによる町民の家計負担の軽減と地域内の消費喚起による商工事業者の活性化のために、本年度も1万円分の「まんのう町地域応援商品券」の無料配布を6月末から実施いたしております。現在までに89.2%の世帯の方が引換えを行っていますが、まだ引換えを行っていない方は、令和7年11月28日が引換え期限となっております。本年度は引換え期限と使用期限と異なっておりますので、御注意ください。引換えについては、地域振興課まで引換書と氏名・生年月日・住所等が確認できるものを持って引換えに来てくださいますようお願いいたします。

なお、「まんのう町地域応援商品券」の使用期限は令和8年1月31日までとなっておりますので、御注意ください。

次に、福祉関係についてでございます。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきましては3年ごとに策定することとなっており、令和9年3月策定予定の第10期事業計画の委託業者選定に当たり、今月中旬には事業者によるプレゼンテーションの実施を予定いたしております。令和7年度は計画の策定に当たり、地域に居住する高齢者の課題や介護予防ニーズ等を把握・分析するために、国の指針に基づく「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施し、令和8年度で策定委員会を開催し、事業計画や介護保険料等について審議を行い、第10期まんのう町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定を行います。

次に、健康増進関係についてでございます。

検診事業では、個別がん検診を町指定の医療機関で7月から12月にかけていた実施しております。集団がん検診は10月から12月にかけて実施いたします。疾病の早期発見・早期治療のため、定期的な検診の受診をお願いいたします。11月には女性限定で、対象者を絞ってではありますが、骨密度検診も実施いたします。

予防接種事業では、新型コロナウイルスワクチン接種及びインフルエンザワクチン接種を10月より65歳以上の方を対象に定期接種として実施いたします。接種には費用負担が必要となります。詳細につきましては、広報、行政告知放送及び町ホームページなど

でお知らせしてまいりますので、接種の御検討をお願いいたします。

また、子供のインフルエンザワクチン接種の助成も昨年度に引き続き実施いたしますので、ぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

次に、教育関係についてでございます。

まず、小中学校の修学旅行についてでございますが、中学校は5月12日から15日にかけて沖縄県に行ってまいりました。小学校6校については、2学期中に京阪神方面へ行く計画となっております。

また、国際交流事業の一環で実施いたしております中学生海外派遣につきましては、8月21日から25日にかけて、昨年同様、シンガポールに派遣いたしました。

次に、中学校の部活動についてでございます。

本年度の県総合体育大会におきまして、剣道部団体男子が優勝し、全国大会に出場、剣道部個人男子2名と女子1名が四国大会に出場いたしました。

また、なぎなたの全国大会には、県選抜チームに2名が選ばれて出場いたしました。

本年度も全国大会や四国大会で活躍する選手を輩出する満濃中学校の生徒を頼もしく、誇りに思う次第でございます。

次に、生涯学習関係についてでございます。

生涯学習関係につきましては、公民館で練習や活動をしている団体の活動発表の場である公民館祭りも実施に向けて計画中であります。

次に、国際交流事業につきましては、台湾屏東大学の学生との交流事業として、7月14日から17日までの4日間、台湾屏東大学の学生がまんのう町へ来日し、まんのう町ものづくりセンターや二宮忠八飛行館の見学やホームステイ等をしていただき、交流を深めました。

次に、青少年育成事業につきましては、8月3日には町民文化ホールで「青少年育成特別講演会」として、ペーぷー代表、飯尾俊之氏を迎えて「人と人、地域を繋ぐスケッチブックシアターの魅力と可能性」と題した講演会を開催し、会場には132名の家族連れが訪れ、熱心に聞き入り、青少年に关心を持つ講演会となりました。

また、高校生最大の文化祭の祭典であります「第49回全国高等学校総合文化祭」が7月26日から31日まで6日間にわたり、香川県内の各会場に約2万人の高校生が全国から集まり、開催されました。まんのう町には約700人の高校生が集まり、26日、27日に囲碁部門、29日、30日には将棋部門がスポーツセンターまんのうで開催されました。

最後に、指定避難所吉野体育館空調設備工事の進捗状況につきましては、空調設備工事がほぼ完了し、現在は利用開始に向けて作業を行っております。

次に、支所関係についてでございます。

仲南地区におきましては、支所周辺を「教育の杜」として住民が集える場を模索していくべきだと考えております。仲南こども園の作品展示を仲南支所1階ロビーで実施しており

ますので、足を運んでいただければと思います。

続きまして、琴南地区ですが、夏の恒例行事でもありますことなみイベント協会主催の「ことなみサマーフェスタ」は、コロナウィルスによる中止明け以降、ずっとたくさんの方に御来場いただきており、今年も昨年を上回る1,800本に増やしていたうちわが早々に完配するほどの大盛況ぶりで、最終的には2,500人程度の参加者が盆踊りや夜空に打ち上がる花火などを楽しみました。

以上、簡単ではございますが、6月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いいたしたいと思います。

**○大西樹議長** 町政報告を終わります。

#### **日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○大西樹議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

**○石崎保彦教育民生常任委員長** それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月18日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてあります。

初めに、琴南支所より、内科診療所・歯科診療所の診療状況の報告があり、内科診療所の診療延べ人数は前年を若干下回ったものの、診療報酬の改定や医師の異動に伴い、全件が初見扱いとなり、5月に血液検査を実施したため、診療報酬が増加しているとの報告がありました。また、歯科診療所については、件数、延べ人数ともに増加したとの報告がありました。

委員より、仲南荘への歯科訪問診療について質疑があり、執行部より、仲南荘は実施していない。多忙ではあるが、訪問診療については要望があれば検討し、対応可能なものは実施の方向で考えてもらえるのではないかとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事についてと、戸籍、住基、環境関係についての報告と、令和8年1月の廃止に伴う軽自動車税用の住所確認書の取扱いについて説明がありました。

委員より、電気式生ごみ処理機の補助額について、1件当たりの金額が異なるのはなぜか。また、補助制度の周知はどのような方法かとの質疑があり、執行部より、補助額は購入額の2分の1で、上限を4万円としており、購入した処理機の価格によって差が生じる。住民への周知は町広報に掲載して行っているとの答弁がありました。

委員より、今後のマイナンバーカードの更新について質疑があり、執行部より、データの更新は発行後5年となっており、国が実施したマイナポイント事業の際に申請をした方

が令和8年頃から更新時期を迎えるため、この時期に窓口の混雑が予想されるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、大幅に変更した所管事務報告書に基づいて、福祉保険課行事報告、乳幼児等の医療状況、国民健康保険及び後期高齢者保険の状況、地域包括支援センター行事報告、介護保険事業の状況などについての報告がありました。

委員より、報告資料の各金額表示について桁数を簡素化してはとの質疑があり、執行部より、給付費を肌感覚でつかめるように、各レセプトを積み上げた金額を円単位で表示しているとの答弁がありました。

委員より、後期高齢者医療公費負担状況表において、令和6年度上半期の入院医療費が大幅に減少した要因について質疑があり、執行部より、対象者は微増傾向にあるが、入院費は減少している。団塊の世代が75歳以上へ移行する時期に入っているが、高額医療費対象者の減少が要因と推測されるとの答弁がありました。

委員より、介護保険事業報告の全ての実績数値が3年間にわたり減少している要因について質疑があり、執行部より、現状においては、人口の減少に連動して認定者数も減少しているが、団塊の世代が85歳を超えると認定者率が上昇すると予測されることから、近い将来、各数値は上昇傾向に向かうと推測するとの答弁がありました。

委員より、訪問事業においてケアマネジャーの実績が大きく減少しているが、その要因は何か。また、サービスを受ける住民への対応は万全なのかとの質疑があり、執行部より、今年度はケアマネジャー職員が1名減となっているため。事業所・医療機関等と連携し、対象者への情報確認は定期的に実施しており、サポート体制は確保しているものの、戸別訪問の回数は減少している。一方では、独居世帯や高齢者世帯への訪問は増加しているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等の報告と中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、レインボーネットの事業内容について質疑があり、執行部より、ことば相談やぐんぐん相談と同様に、子供の発達が気になる保護者からの相談や保護者間の交流の場であるとの答弁がありました。

委員より、子育て支援事業において、5月、6月の利用実績が大幅に減少している要因について質疑があり、執行部より、毎月定期的に利用していた方が対象外となり、利用しなくなつたことが要因と推測されるとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、学校教育課行事報告、8月1日現在の町内園児・児童・生徒数についてと、こども園や学校の行事報告がありました。

委員より、学校の適正配置検討準備委員会の進捗状況について質疑があり、執行部より、開催の遅延についてはおわびする。現在は外部構成委員の最終選考を行っており、早期の委員会開催を目指しているとの答弁がありました。

委員より、過去に一度、委員会として学校訪問に同行した際に非常に参考になった記憶

がある。今後も同行の機会を設けることはできないかとの質疑があり、執行部より、学校訪問の年間計画策定時に委員会へ連絡し、双方の予定が合えば実施は可能であるとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について説明がありました。

委員より、町立図書館のオープン以降における利用状況の推移について質疑があり、執行部より、オープン以来、貸出数や利用者数は増加傾向にあったが、コロナ禍で一時的に減少した。現在は各種イベントの開催等に注力し、地域に親しまれる図書館を目指しております、昨年あたりから利用状況は安定しているとの答弁がありました。

委員より、町立図書館の図書の入替えと撤去した図書について質疑があり、執行部より、月に6回程度、1回当たり40冊から60冊の図書を入れ替え、撤去した図書は貸出要望に対応できるように書庫等で保管しているとの答弁がありました。

委員より、行事報告に記載の「みどり米」について質疑があり、執行部より、原種に近い古代米の一種で、もみが濃い緑色をしたモチ米で、地元の児童が手で植え、鎌で刈り取り、天日乾燥を経て、公民館まつりの際にはきねと臼を使った餅つきを行い、来館者に振る舞う体験学習を実施しているとの答弁がありました。

最後に、その他事項において、福祉保険課より、12月に開催を計画している「まんのう町認知症イベント」について説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

**○大西樹議長** 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月19日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてあります。

まず、大倉工業仲南工場で視察を行い、その後、オーフラップレカットシステムの集成材工場を視察いたしました。その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けまし

た。

初めに、地籍調査課より、5月13日、令和7年度地籍調査地区事業実施告示、5月21日、令和7年度香川県国土調査推進協議会定例総会、5月22日、全国国土調査協会理事会、7月18日、令和7年度地籍調査事業実施に伴う協力員説明会（長尾地区）、7月29日から31日、令和7年度調査地区地元説明会などの報告がありました。

次に、農林課より、農業委員会行事報告、農林振興関係行事報告のほか、森林、木育関係行事報告、有害鳥獣捕獲頭数、木育関係実績、コウノトリに関する報告書の説明がありました。

委員より、今年は全国的に干ばつと言われているが、町内における水不足の状況を町としてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、土器川を水利とする水田地域では、頭首工より川の水位が低下しており、取水が困難であったため、水利組合の協力の下、渴水地域に対し、池の水を活用させていただいたとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、8月4日現在の主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

委員より、ため池の貯水状況の資料には各ため池の貯水率、貯水量、有効貯水量が記載されているが、なぜ満濃池の貯水状況が掲載されていないのかとの質疑があり、執行部より、次回からは満濃池の貯水量、貯水率、有効貯水量も資料に掲載するとの答弁がありました。

委員より、満濃池の水道供給量を町として把握しているのかとの質疑があり、執行部より、満濃池の管理は満濃池土地改良区が行っているため、役場には報告がない。今後、協議の上、報告していただくようにするとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得補助、地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業の報告がありました。

委員より、地域応援商品券発行事業について、令和8年はどのように考えているのか。また、今後の商品券をカード制やアプリを用いた電子決済方式にできないかとの質疑があり、執行部より、今年度は国からの交付金があったため実施できたが、交付金がない場合は困難である。また、商品券のカード制、アプリ制及び携帯電話を用いた電子決済方式については検討していくとの答弁がありました。

委員より、移住・定住事業について、空き家契約成立後の利用はどのような状況か。再び空き家になっていないのか。また、補助金を活用したリフォーム補助制度の効果について質疑があり、執行部より、空き家事業については空き家バンク制度を利用していただきており、売買の交渉は本人同士で行っている。契約成立後は町に連絡をもらっているが、その後の状況については調査中である。また、リフォーム補助制度については、売手、買

手どちらも申請が可能なため、移住定住の促進に寄与していると考えているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

**○大西樹議長** 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

**○常包恵総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月20日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてあります。

初めに、総務課より、5月以降の事業報告、町内の火災発生及び救急出動状況、選挙人名簿登録者数、7月20日執行の参議院議員通常選挙、防災出前講習状況、消防防災・管財関係工事の実施状況、公共施設の借地一覧、所属課別の会計年度任用職員の人数、特殊詐欺の啓発について報告がありました。

委員より、琴南地区で期日前投票を拡充していただいたが、知らない人が多い。周知方法について研究、対策をお願いするとの意見があり、執行部より、琴南地区では2か所で3日間にわたり81名が来られたが、さらに次回の選挙に向けて周知対策を強化したいとの答弁がありました。

委員より、今回の参議院議員通常選挙の投票率が上がったことについてどのように分析しているかとの質疑があり、執行部より、今回の選挙から入り口などに段差がない空調設備が整っている施設に投票所を統廃合するなど、投票環境が向上したことと、マスコミ等の報道や各政党の主張などにより、全国的に政治への関心が高まったことから、投票率が9.38%上昇したものと考えているとの答弁がありました。

委員より、福島県では県内全ての投票所で投票時間を繰り上げたと聞く。時間帯別、年齢層別の投票状況も分析の上、投票時間の在り方などについても研究していただきたいとの意見があり、執行部より、本町の投票状況や全国的な動向を踏まえ研究を進めていくとの答弁がありました。

委員より、町が借りている土地が多いように感じる。低額な使用料の借地も見受けられ

るが、計画的に借地の解消を進めるべきと考えるとの意見があり、執行部より、購入可能な土地については、借地の解消を進める方向で担当課と協議、調整を図っていくとの答弁がありました。

委員より、会計年度任用職員は学校関係が多いが、保健師などの専門職もいると思う。正規職員として配置するのがいいのか、非正規職員で対応するのが適当なのか、町としてはどのように考えているかとの質疑があり、執行部より、300人の会計年度任用職員のうちフルタイムは3名、月給制は116名、残り181名は時給制であり、保健師、ケアマネジャー、保育士、教員などの資格を有した方とそうでない方がいる。予算上の制約もあるが、月給制職員、時給制職員のどちらが適当かについては所属課で判断しているとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、町が出資することなみ振興公社、仲南振興公社及びグリーンパークまんのうの令和6年度事業報告並びに決算報告、町連合自治会の事業報告、交通対策関係では、あいあいタクシー事業実績、高齢者の免許返納者状況、交通事故発生状況、地域公共交通計画に係る法定協議会について、情報政策関係では、情報基盤整備事業報告、人権推進室では、人権啓発事業、男女共同参画推進事業、長尾会館運営状況について説明がありました。

委員より、モビの利用が増えている一方で、あいあいタクシーの利用は減少している。本町は平たん部から山間部まで有しているが、今後どのように役割をすみ分けていくのかとの質疑があり、執行部より、あいあいタクシーも事業開始から20年近くが経過し、町民のニーズが変化してきていると感じる。地域公共交通政策に係るアンケートによると、現行の10人乗りハイエースでは乗り降りの段差に負担を感じている方もおられる。道幅の狭い地域では、自宅近くまで乗入れができず、敷地から出てきてもらう場合もあるため、今後、交通体系の見直しの際に、低床かつ小型の車両を検討していく必要があると考える。また、モビは現在2台で運行しており、増車すれば運行区域を拡大することも可能と思われるが、増車に当たっては、琴平町やタクシー事業者との協議が必要であるとの答弁がありました。

また、委員より、町が事業主体として運営するあいあいタクシーを民間タクシー会社が運営する福祉タクシー事業に移行してはどうかとの意見がありました。

委員より、地域公共交通計画に係る法定協議会の議論内容について質疑があり、執行部より、現在、国の幹線補助金が出ていないバス路線にフィーダー補助金をもらえるようにすることと、町内で試験的に運行しているモビを本格的に運行することについて審議いただいたとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和7年度の町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税義務者数や調定額の状況と令和6年度の町税、交付金、保険料などの収納状況のほか、コンビニ決済、スマホ決済、口座振替などの実績について報告がありました。

次に、会計室より、令和6年度歳入歳出決算の状況と、前回の所管事務調査以後の例月

出納検査の監査結果について、監査委員より、適正に処理できているとの報告を受けたことの報告がありました。

次に、琴南支所より、5月から7月の事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

委員より、マイナンバーカード更新に伴い、今後、窓口への来庁者が増加することが見込まれるが、その対応や準備をどのように考えているかとの質疑があり、執行部より、来年度、人材派遣による窓口体制の増員を考えているとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事務事業、窓口受付件数、町マイクロバス運行実績などの報告がありました。

委員より、作業班廃止に伴う町道草刈り業務について質疑があり、執行部より、建設土地改良課の作業班を廃止したことについて、原則として指名競争入札により町内業者に発注しているが、緊急性、その他やむを得ない場合には随意契約で対応しているとの答弁がありました。

以上が、所管事務調査の主な質疑、答弁の報告ですが、その他で、委員より、本年3月に吉野地区で発生した水道水の濁水事案について、さらなる説明を求める意見がありました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

会議の途中でありますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で10時45分までとしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**休憩 午前10時30分**

**再開 午前10時45分**

**○大西樹議長** 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

### 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（保育料請求事件）

**○大西樹議長** 日程第8、報告第1号 専決処分の報告について（保育料請求事件）の件を議題とします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告 保育料請求事件について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に

基づき、令和7年7月31日付で別紙専決処分書のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

概要といたしましては、保育料の滞納が1万4,000円であり、滞納者に対し、督促等再三の納付指導を行ってきましたが、その履行がないために、支払い督促の申立てを丸亀簡易裁判所に行ったものでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

**○大西樹議長** 本件は報告事項であります。特に質疑がありましたら許可をいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これをもって、本件は報告済みといたします。

#### 日程第9 報告第2号 令和6年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について

**○大西樹議長** 日程第9、報告第2号 令和6年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、報告第2号の令和6年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について、その提案理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

2ページ目を御覧ください。

健全化判断比率につきましてでありますが、上段の表のとおりとなっております。実質赤字比率、連結実質赤字比率は昨年度と同様に該当ありませんでした。実質公債費比率は昨年度から0.4減の8.0となりました。将来負担比率におきましては、昨年度と同様に該当ませんでした。昨年度同様に全ての指標で基準を下回っており、健全な結果となりました。

次に、資金不足比率でありますが、下段の表のとおりとなっております。こちらの指標も昨年度と同様に、公営企業会計において資金不足はない結果となっており、良好な結果となりました。

なお、令和6年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について、7月30日に監査に付しており、その意見書を添付しておりますので、御確認ください。

以上、報告いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

**○大西樹議長** 本件は報告事項ですが、特に質疑がありましたら許可します。質疑は

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これをもって、本件は報告済みといたします。

**日程第10 認定第1号 令和6年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について**

**日程第11 認定第2号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第12 認定第3号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第13 認定第4号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第14 認定第5号 令和6年度まんのう町下水道事業会計歳入歳出決算認定について**

**○大西樹議長** 日程第10、認定第1号 令和6年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第2号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第3号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第4号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第5号 令和6年度まんのう町下水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上、認定第1号から認定第5号の5件について、会議規則第37条により一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。認定第1号から認定第5号までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、認定第1号 令和6年度まんのう町一般会計から認定第5号 令和6年度まんのう町下水道事業会計までの歳入歳出決算の認定について概要説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が126億2,436万9,339円、歳出決算額が121億5,691万9,523円となったことから、歳入歳出差引き残額は4億6,744万9,816円で、翌年度へ繰り越すべき財源の9,328万3,000円を差し引いた翌年度への繰越額は3億7,416万6,816円でございます。このうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

また、一般会計における年度末地方債残高は124億9,504万8,000円で、前

年度比 3 億 7, 441 万 9, 000 円の減となっております。

主な理由といたしましては、地域振興基金の原資とした総務債における合併特例債や、平成 16 年度以降に借り入れた臨時財政対策債の減などによるものでございます。

特別会計におきましては、令和 6 年度より下水道特別会計及び農業集落排水特別会計が下水道事業会計に移行したことにより、皆減となっております。

認定第 1 号から認定第 4 号までは、地方自治法第 233 条第 3 項、認定第 5 号につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

なお、地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、主要施策の成果報告書を併せて提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

要点説明につきましては、会計管理者及び建設土地改良課長より説明を行わせますので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 会計管理者、國廣美紀君。

**○國廣会計管理者** ただいま上程されました認定第 1 号から第 4 号のうち、町長から御説明いたしました一般会計を除いた特別会計の決算額につきまして御報告申し上げます。

決算書に沿って御説明いたしますので、お手元に配付されている決算書を御用意ください。

それでは、決算書の 207 ページをお開きください。

認定第 2 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の歳入歳出決算でございます。歳入決算額 20 億 8, 692 万 2, 082 円に対しまして、歳出決算額 20 億 5, 067 万 3, 545 円となり、歳入歳出差引き残額は 3, 624 万 8, 537 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度への繰越額 3, 624 万 8, 537 円でございます。決算額の前年度比は歳入が 0.2 % の増、歳出が 0.7 % の減となっております。

次に、249 ページをお開きください。

令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、歯科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額 411 万 6, 013 円、歳出決算額は同額の 411 万 6, 013 円となり、歳入歳出差引き残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度への繰越額はございません。決算額の前年度比は歳入歳出ともに 14 円の微増で、ほぼ同額でございます。

次に、263 ページをお開きください。

令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、内科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額 5, 180 万 784 円、歳出決算額は同額の 5, 180 万 784 円となり、歳入歳出差引き残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度への繰越額はございません。決算額の前年度比は歳入歳出ともに 4.8 % の減となっております。また、国民健康保険特別会計全体の決算額の前年度比は、歳

入が0.1%の増、歳出が0.8%の減でございます。

次に、285ページをお開きください。

認定第3号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額3億6,737万6,706円に対しまして、歳出決算額3億5,765万6,846円となり、歳入歳出差引き残額は971万9,860円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度への繰越額は971万9,860円でございます。決算額の前年度比は歳入が10.5%の増、歳出が11.3%の増となっております。

次に、307ページをお開きください。

認定第4号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額27億4,363万9,834円に対しまして、歳出決算額25億9,32万4,516円となり、歳入歳出差引き残額は1億5,041万5,318円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、1億5,041万5,318円全額が翌年度への繰越額となっております。決算額の前年度比は歳入が1.9%の増、歳出が1.2%の増でございます。

359ページからは財産に関する調書でございます。

なお、執行内容の詳細につきましては、付託予定であります常任委員会におきまして、各担当課長より御説明申し上げます。

以上、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げ、御報告とさせていただきます。

**○大西樹議長** 建設土地改良課長、川原涼二君。

**○川原建設土地改良課長** 認定第5号 令和6年度まんのう町下水道事業会計の決算の概要について説明させていただきます。

決算書に沿って説明いたしますので、お手元に配付されております決算書のほう、こちらのほうで御用意ください。

それでは、決算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収支の収入におきまして、第1款下水道事業収益総額2億634万3,759円であります。

続いて、支出であります。第1款下水道事業費用として決算総額1億8,207万2,954円であります。

続きまして、2ページ、資本的収支の収入におきまして、第1款資本的収入総額が8,104万720円であります。

続いて、支出であります。第1款資本的支出総額が1億1,880万6,129円となっております。

なお、資本的収支におきまして生じた不足する額3,776万5,409円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填

いたしております。

決算書の詳細につきましては、建設経済常任委員会で詳しく説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明は終わります。

質疑に入る前に、監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。

白川皆男監査委員。

**○白川皆男監査委員** それでは、決算審査の結果について報告を申し上げます。

令和6年度まんのう町一般会計並びに各特別会計及び企業会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、定期監査等も含め、7月8日から8月6日までの30日間にわたり、まんのう町役場第2委員会室ほかにおいて新名代表監査委員と私とで審査を実施いたしました。

審査に当たっては、主要施策の成果に関する報告書、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に係る調書などの関係書類を基に照合、確認を行うとともに、必要に応じて所管課からの説明を求め、計数の正確性や予算執行の適否など審査いたしました。

その結果、いずれの会計においても、関係法令や条例、予算の執行状況に照らし、適正に処理されているものと認められました。

また、健全化判断比率や資金不足比率など、各種財政指標も全て基準値を下回っており、引き続き、安定した財政運営が行われていると評価ができるところであります。

なお、審査の詳細につきましては、タブレットに入れた審査意見書を御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上が審査の報告ですが、併せて監査委員の意見についても申し上げます。

初めに、財政運営の状況についてであります。

令和6年度一般会計の歳入総額は126億2,436万9,000円、歳出総額は121億5,692万円で、いずれも前年度をやや上回る結果となりました。経常収支比率は87.4%と前年度比1.6ポイント上昇し、実質公債費比率は0.4ポイント低下して8.0%となりました。とりわけ実質公債費比率が引き続き低水準を維持していることから、将来負担の軽減に向けた財政健全化の取組が進められているものと認められます。

特別会計及び企業会計においても、歳入歳出の差額や地方債の償還状況等を踏まえ、適正に運営されており、資金繰りも円滑に行われていると判断しております。

一方で、合併特例債の発行期限が令和7年度に迫っておりますことから、今後は投資的経費の見直しや歳出構造の転換を視野に入れ、中長期的な展望を持った計画的な財政運営が求められます。

次に、徴収率と債権管理について申し上げます。

町税の徴収率は97.7%となり、前年度から0.9ポイントの改善が見られました。

町税は町の自主財源の根幹をなすものであり、その安定的な確保は健全な財政運営の前提

条件であります。今後も滞納整理の強化をはじめ、公債権及び私債権に関する的確な収納対策を継続的に推進するとともに、不納欠損処分についても関係法令に基づく適正な処理を行い、健全な債権管理の徹底に努めていただきたいと思います。

続いて、下水道事業会計についてですが、令和6年度から企業会計に移行しました。収益的収支は事業費用1億7,725万6,361円で、当期純利益は2,412万8,533円となっておりました。また、資本的収支は資本的収入8,104万720円、資本的支出1億1,880万6,129円で、不足額は3,776万5,409円となっているが、損益勘定留保資金等により適切に補填されており、財政運営に特段の支障は認められませんでした。

令和6年度下水道事業会計決算に係る関係書類は、地方公営企業法及び関係規定に基づき適正に作成されております。会計処理及び財務諸表の内容は妥当であると認められます。また、予算の執行についても適正に行われており、予算の趣旨に即した経理がなされております。

続いて、公共施設及び備品管理・随意契約について申し上げます。

令和6年度におきましても、公共施設の修繕・改修や、勤労青少年ホームのつり天井撤去改修など、安全対策に係る工事が実施され、施設の維持・改善に向けた対応がなされました。

今後は施設台帳に記録された修繕・改修の履歴などについて、施設所管課との間で十分な情報共有を図り、維持管理により効果的に活用されるよう、運用体制の整備を進めいく必要があります。

また、備品の定義や台帳登録基準についても改めて再確認を行い、備品管理台帳の適正な整備と運用に努めることが望まれます。

加えて、備品の更新・廃棄・寄附などを行う際には、備品台帳システムへの入力を確実に行うとともに、入力漏れ等を防ぐための確認体制の整備についても検討していくことが必要です。

なお、随意契約による工事案件につきましては、契約金額、工期、業者の選定などの内容を確認した結果、適正に実施されており、事務処理についても、所定の規則にのっとって行われていたことを申し添えます。

次に、補助金等の適正な執行について申し上げます。

補助金、負担金、助成金を交付する団体に対しては、決算書類と併せて通帳の写しの提出を求めることが適当であります。

また、積立基金等を保有している団体につきましては、その基金の創設趣旨等を十分に踏まえた上で、適切かつ有効に活用するよう努めるとともに、通帳等の保管方法についても十分な配慮がなされることが望されます。

次に、PFI事業に関する監査について申し上げます。

令和6年度より、それまでの個別外部監査から町の監査へと移行したPFI事業につき

ましては、内部検証や財務状況の確認がいまだ十分でない状況にあります。今後は適正な検証を行い、その結果に基づいた報告書を作成する必要があります。

最後に、結びとして、令和6年度はエネルギー価格や食料価格の高騰など、先行きに不透明感を伴う財政運営が求められた年でありました。そのような中にも、町は物価高騰対策支援金事業等を通じて町民生活の安定を図り、将来を見据えた施策の実施に努めてこられました。この点は高く評価されるべきものであります。

今後も国・県の交付金等を有効に活用しながら自主財源の確保に努め、適正な事務執行の下で行政サービスの充実と住民福祉の向上に資する健全な自治体経営が行われることを期待いたします。

なお、参考までに、今回の決算審査に併せて、地方自治法第241条第5項に基づく基金運用状況審査、同法第199条第4項による定期監査、第2項による行政監査、さらに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を実施し、その結果についても議会に提出しております。各報告書はタブレットに入れられているようですので、御確認いただければと思います。

以上、監査結果の報告とさせていただきます。

**○大西樹議長** これをもって、審査の報告を終わります。

これより、認定第1号から認定第5号までの5件に対する質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 町長、大変立派な決算報告だと思います。私たちは誇りを持っていいんじゃないかなと、そう思いながら、町長の報告なり、それからまた、監査委員さんが具体的に個別に指導監査、今後の改善の方向を示すとともに、執行部が出した実績を評価される監査報告をされました。

町長にお伺いしたいことは1点です。

政策裁量余地は我が町はある町なのか。それが窮屈な町なのか、これだけお伺いしたい。ちょっと申し上げますと、一般会計で歳出歳入の差額が4億6,000万円ぐらいなんですが、これ、歳入の3.7%なんですね。事務方が予算管理をいかに適格にされていたか、補正予算措置がいかに見極めたものだったかを物語ってます。

ちょっと心配なのは、国保会計が1.7%しか決算剰余金がない。がん手術で百何万円とか、心臓手術で200万円とかが出たら、ちょっと精度が高過ぎて、立派過ぎてちょっと心配だなと思いました、問題はなくやれたようなんんですけど。

それから、介護保険会計が5.4%ぐらいで、介護保険会計の剰余金が多ければ介護保険料を下げられるかなと思ったんですが、5.4%ぐらいだと、これは的確だと思います。

町長にお伺いします。

あらゆる指標は、メーターを見て、ブレーキとアクセルを踏めば間違いありませんね。私どもの町は、メーターはきれいに報告されていると思います。弾力的であるのか、政策裁量余地があるのか、これを町長の御答弁を求めます。

○大西樹議長　　総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長　　ただいまの竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

一言で言って、まんのう町は健全な財政運営をさせていただいているというふうな認識であります。その上で、先ほど申された政策裁量余地というのはある町だというふうに認識しております。その裏づけとしまして、ハード部分で、18年に合併してから約86億円の合併特例債を全て7年度で使い切るというような有効な措置をした。それとまた、過疎債の活用、そういった面で財政的なプライマリーバランスを堅持しながら、メーターを見ながら、アクセルを踏むのかブレーキを踏むのかという判断、そういうのをしてまいりました所存でございます。

来年度からは平時モードに戻るというような形になりますが、いかんせん、まだまだハード部分で整備しなければいけないところ、インフラで整備していくなければならないところが残っておりますが、そういう面は過疎債などを有効に活用しながら、政策裁量用地のある町として進んでまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○大西樹議長　　6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員　　健全に機動的に運営されているんですけども、税収が20億円で、地方交付税に46億円頼っている町だということも忘れちゃならないですね。

そして、小泉改革の前の時代から人員削減と緊縮財政、そのモードで育ってきた職員ばかり、40歳半ばまで来てますから、政府資金を調達してプロジェクトを動かすという、東京に集まったお金を調達するんだというマインドを持っていただきたい。私は地方が長らくデフレに苦しんだのは、緊縮財政、財政再建に地方が傾き過ぎて、基金残高が積み上がるにもかかわらず、公債費比率が下がっているにもかかわらず、それを続けてきた非常に固いマインド、非常に真面目で誠実でいいんですけども、要は政府が金をばらまこうと思っても、蛇口を閉めてる財政運営をしてきたんじゃないかなというところがあります。

町長、私どもはメーターはしっかりとしました。継続すべき水準だと思います。ここしばらく返すお金のほうが借りるお金より多いのがしばらく続いてますし、地方債残高は横ばいからちょっと下がり始めたと。国保も介護も下がり始めましたね。未来があるかもしれない。政策裁量のあるところを皆さん承知していただいて、積極的な政策立案を御期待申し上げて質問を終えたいと思います。皆様、御苦労さまでした。

○大西樹議長　　ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長　　これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託いたします。認定

第2号、3号、4号は教育民生常任委員会に付託します。認定第5号は建設経済常任委員会に付託いたします。

### 日程第15 議案第1号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○大西樹議長　　日程第15、議案第1号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　　ただいま上程されました、まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令の改正に伴い、国会議員の選挙における選挙運動費用の公費負担額について、一部費用の限度額の引上げが行われたことから、本町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額についても同様の改定を行うため、条例を整備する必要があり、提案するものでございます。

具体的には、選挙運動用自動車の自動車借上契約の限度額が1万5,800円から1万6,100円に、燃料費が7,560円から7,700円に、選挙運動用ビラの1枚当たりの上限単価が7円51銭から8円38銭に、ポスター作成の上限単価の計算式のうち525円6銭が586円88銭に、31万500円が31万6,250円に引き上げられるものでございます。

よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長　　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長　　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長　　異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長　　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとお

り決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第2号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第16、議案第2号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

改正内容は、第2条、名称及び位置についてでございます。

早期支援教育センターは平成27年10月26日から旧仲南北幼稚園で業務を行ってまいりましたが、施設の老朽化が激しくなってきたため、令和7年4月より仲南支所2階に移転いたしました。

このため、改正前にあります位置の「まんのう町宮田751番地4」を、改正後といたしますて「まんのう町生間415番地1」と改めるものでございます。

なお、適用日につきましては、令和7年4月1日といたします。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第17 議案第3号 まんのう町町民体育館条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第17、議案第3号 まんのう町町民体育館条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町町民体育館条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今回の改正は、現在、避難所環境整備として空調整備工事を実施いたしております吉野体育館につきまして、一般開放で使用される場合の冷暖房使用料を改正後のとおり1時間当たり2,000円として定めるものであります。

参考までに、冷暖房の使用料につきましては、スポーツセンターまんのうでは、1時間当たりメインアリーナが3,000円、サブアリーナが1,500円、各小学校体育館の冷暖房1時間当たりの使用料につきましては2,000円と定めております。そこで、各小学校体育館と同等の施設であることから、1時間当たり2,000円とすることといたしました。

なお、今回の改正案をまんのう町社会教育委員の会議、吉野公民館運営審議会において審議を行い、了承を得ていますので、御報告いたします。

また、施行期日は令和7年10月1日からとしております。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第3号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

### 日程第18 議案第4号 字の区域の変更について

○大西樹議長 日程第18、議案第4号 字の区域の変更についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号の字の区域の変更についての提案

理由を申し上げます。

字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この字の区域の変更を必要とした理由として、土地改良法第85条第1項の規定により、まんのう町長尾において、県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）田淵地区第1工区を施工したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなつたため、新字界を定めるものであります。

それでは、詳細について御説明申し上げます。

別紙、字界変更調書を御覧いただきたいと思います。

1、まんのう町長尾字田渕に編入する区域として、長尾字田渕804-1の一部、818-1の一部、819の一部、820-3の一部、824-3の一部、825の一部及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部並びに804-1、818-1、824-1、824-3、825、828-1に隣接する道路である町有地の一部を編入するものでございます。

2、まんのう町長尾字田渕に編入する区域、長尾字曉730-3の一部を編入するものでございます。位置、場所につきましては、図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号 字の区域の変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第19 議案第5号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長　　日程第19、議案第5号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　　ただいま上程されました、議案第5号の令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,602万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億8,602万4,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、4ページの第2表を御覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、変更分を記載しております。

第3条の債務負担行為は、5ページの第3表を御覧ください。これは、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

事項別明細11ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金は355万円の増額です。これは、農林水産業費分担金における土地改良施設維持管理適正化事業分担金、単県補助土地改良事業分担金の増額によるものでございます。

13ページをお開きください。

第15款県支出金2,230万円の増額は、農林水産業費県補助金において、単県補助土地改良事業費補助金や土地改良施設維持管理適正化事業補助金の増額、商工費県補助金における振興公社の新商品開発や経営診断に対する事業補助金の増額、教育費県補助金における学力向上モデル校事業補助金の増額、消防費県補助金における給水設備整備や避難所生活環境整備のための補助金の増額によるものでございます。

14ページを御覧ください。

第18款繰入金は870万円の増額です。これは、第1目財政調整基金繰入金及び第1目健やか子ども基金繰入金において、財源充当のために新たに繰り入れることとしたためであります。

また、基金残高の精査のために減債基金繰入金を減額し、同額を財政調整基金繰入金から繰り入れることによる財源変更も実施をいたしております。

15ページをお開きください。

第19款繰越金9, 576万7,000円の増額は、前年度繰越金が確定したことによる増額でございます。

以上、歳入の主なものを御説明いたしました。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

第2款総務費は2, 983万9, 000円の増額です。第1項第6目企画管理費において、エピアみかどの授乳室整備費290万円、地方創生推進事業費において、島ヶ峰の展望台整備費2, 076万円、また、地域おこし協力隊の増員に伴う事業費の増額390万2, 000円が主なものとなっております。

19ページをお開きください。

第3款民生費1, 530万円の増額につきましては、障害者福祉費において、重度心身障害者医療費支給事業のシステム改修費の増額370万円、満濃南こども園保育棟拡張工事費の増額1, 160万円によるものでございます。

20ページをお開きください。

農林水産業費につきましては、単県土地改良事業費867万9, 000円の増額、土地改良施設維持管理適正化事業費657万2, 000円の増額、農道水路管理費675万6, 000円の増額、琴南農村環境改善センター修繕工事費460万円の増額などにより、総額3, 355万1, 000円の増額となっております。

21ページをお開きください。

第7款商工費の1億9, 954万9, 000円の増額は、商工総務費において、香川県森林組合連合会の事業用地として整備を実施する企業誘致推進事業費が1億7, 501万9, 000円の増額、観光費において、指定管理料1, 551万円の増額が主な要因となっております。

23ページをお開きください。

第9款消防費におきましては、防災対策費で計上しております渴水対策のための給水設備整備や避難所生活環境整備のための備蓄食料購入費の増額622万3, 000円、消防施設費の第11分団屯所等整備工事費の増額3, 215万8, 000円などにより、総額4, 168万1, 000円の増額となっております。

24ページをお開きください。

第10款教育費におきまして292万6, 000円の減額となっております。学校建設費におきまして、長炭小学校ほか2校のLED照明整備工事費、高篠小学校駐車場用地費がそれぞれ減額となり、総額880万円の減額、学校管理費におきまして、満濃中学校駐車場敷地拡張事業費の増額400万円が主な内訳となります。

なお、25ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上、議案第5号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号につきまして

御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長　　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員　　総務費のことなんですけども、18ページの島ヶ峰展望台建設工事委託費と、これ、2,076万円ですか、ありますけども、具体的にどういったものなのか、もう少し詳しい説明が欲しいと思いますので、お願ひいたします。

○大西樹議長　　地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長　　詳細についてですけど、またこれは委員会のほうで説明する予定としておりますが、同様の内容になりますけど、御説明をさせていただきます。

島ヶ峰関係といたしましては、委託料のほうが176万円、工事費として1,900万円を、今、計上しております。島ヶ峰地区の原風景を守る会につきましては、琴南地区の地域振興を目的に、島ヶ峰地区のそば栽培、そば打ち道場、ことなみ未来館での農業部会での活動等、精力的に地域活性化に御尽力いただいておるところでございます。

今回、山頂部での開墾がほぼ終わったこと、また、来年度には日本で最も美しい村連合の全国大会が本町で行われる予定であり、現地研修地としても今回予定されております。

また、今後、琴南地区におきまして、島ヶ峰地区がこの活性化により、地域のさらなる活性化の一因となることを願いまして、今回、展望台の設置のほうを検討しております。

建設後には周辺樹木も伐採を予定しており、すばらしい眺望は琴南地区の新たな名勝になるものと考えており、今回、補正のほうの予算により対応したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長　　3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員　　活性化することは非常にいいことだと思います。でも2,000万円以上のお金を使っているということで、もう少し完成図を見せていただくとか、その辺のことができませんでしょうか。

○大西樹議長　　鈴木崇容君に申し上げます。

鈴木崇容君も建経の委員長でございますので、建経の中でしっかりと見ていただいたらと思いますが、どうですか。

どうですか。図面とかそういうのが見たいんやったら、ここではちょっとなかなか無理でありますんで、ちょっと建経のほうでお願いできますか。よろしいですか。

○鈴木崇容議員　　はい。

○大西樹議長　　ほかに質疑はありませんか。

竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員　　補正予算書の5ページ、債務負担行為補正です。これで追加としてまんのう町障害福祉計画策定業務、令和7年から8年までで700万円とあります。

それから 28 ページ、介護保険です。高齢者福祉計画、第 10 期介護保険事業計画書策定業務委託料、28 ページです。

○大西樹議長 介護保険はまだ。

○竹林昌秀議員 介護保険はまだか。失礼しました。

これで 700 万円とあるんですが、これちょっと債務負担行為額が大き過ぎやせんかなと。執行するときに縮まればいいんですけど、私、こんなのは 300 万円か 400 万円ぐらいで契約しようとした時代を経験しておって、これが 500 万円超えるというのはちょっとないんじゃないかなと思います。この後、発注されたりなんかするんでしょうから、その辺の運用の姿勢をちょっと伺っておきたいです。

○大西樹議長 福祉保険課長、山本貴文君。

○山本福祉保険課長 今の竹林議員さんの質問に答えたいと思います。

以前からそうなんですが、2年かけて策定業務をしております。今年、アンケート業務を行いまして、来年度、計画の本体のほうの策定業務に入ろうと。その 2 つを合わせて今回のこの金額、これは上限を決めるものですので、実際にはこれ以内、間違いのないところというので金額のほうを決めさせていただいております。よろしくお願ひします。

○大西樹議長 6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 コンサルタントがよそで策定したのを固有名詞と数字だけ入れ替えてうちの計画書にならんように、うちの個別事情をしっかり盛り込んでやること、運用する姿勢を求めたいです。

それから、アンケート調査を丸ごと委託するんであれば、それには郵送料がかかつたり経費がかかりますよね。こうした見積り、中身をまた常任委員会等で審議していただければとお願い申し上げております。以上です。答弁結構です。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 5 号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第 20 議案第 6 号 令和 7 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号

○大西樹議長 日程第 20 、議案第 6 号 令和 7 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 6 号の令和 7 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について、その提案理由を申し上げます。

27 ページをお開きください。

第1条の債務負担行為につきまして、追加を行っております。

28ページの第1表を御覧ください。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

以上、議案第6号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 委託料の債務負担行為は先ほど申し上げたとおりなんんですけど、本町の介護保険計画、私が見てる限りでは22億円ぐらいから27億円ぐらいまで上がってきただんですけど、横ばいからちょっと下がり始めるような傾向が見えるかなと。要介護率が下がってきて、要介護の3以上の方が90人も減ってるとか、介護保険会計にとっては負担が軽くなるんですけども、大きな地域社会の変動が見られているように思います。この統計データをきっちりコンサルに見せて、関係者が議論した上で策定を求めたいと思います。

私は、昨日、県の長寿対策課へ行って、数値集計して経営管理する実務者とちょっと打ち合わせして、うちの町はこななんやけど、県どなんんでという話ですね。県はまだ集計途中できっちりしたこと申し上げられませんがということで、私が感じてるのと同じことをおっしゃってました。

県との比較とか、市町村の比較とか、それ見るうちの町の地域特性が出るんだろうと思いますね。コンサルタントにしっかりと注文をつけようではありませんか。本町の実績や諸統計を的確に解説してあげて、コンサルタントを縦横に使いこなすことを御期待申し上げます。所管課長の姿勢を答弁願います。

**○大西樹議長** 福祉保険課長、山本貴文君。

**○山本福祉保険課長** ただいまの竹林議員の御質問に答えたいと思います。

前回の6月議会ですか、そのときの一般質問でお答えさせていただきましたあの内容のとおりでございます、実は。この9月議会の所管事務調査でも計画値と実績値、御覧いただけたかなというふうに思います。その中で、御指摘のとおりなんですが、これも全国的なものかもしれません、認知症に認定されると免許証を返納しなきやいけないとか、そういう制度的なものもありまして、そちらの予防のほうにも今後力を入れていかなければいけないのかなというふうには思っています。そういうことも、今回策定しようとする計画の期間よりもう少し後のほうにもなるのかもしれません、そういう準備みたいなものも計画の中に盛り込んでいけたらというふうには思っております。以上です。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 厚労省も見える化システムとか、それから地域ヘルス管理システムとか、非常に手立てを講じていて、これをうまく我々が読み解けるかどうかということです。研さんを積まねばならんとも思つとるわけです。

方向としては、課長が6月議会とか今回の閉会中の審査で出していただいて、こなんなりよったんか、私は社会保障は一方的にいくんかと思つとったら、転機が現れるとやないかと驚いたんですね。課長の的確な報告ぶりにお礼を申し上げるとともに、このまま進めていただきたい。我々が読み取る力あるかどうか問われるんでしょうね。以上、よろしくお願い申し上げます。

**○大西樹議長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第6号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第21 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

**○大西樹議長** 日程第21、諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、人権擁護委員候補の推薦について、次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

1人目は、住所、まんのう町東高篠、久留嶋一之氏です。2人目は、まんのう町吉野、片井功氏です。3人目は、まんのう町佐文、白川由里子氏です。

人権擁護委員は、人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されているところであります。

また、人権擁護委員の任期は3年でありまして、満濃地区の久留嶋一之氏、同じく満濃地区の有信隆雄氏、仲南地区の末久和幸氏の3名が令和7年1月31日をもって任期満了を迎えます。このうち、満濃地区の久留嶋一之氏につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、人権擁護委員として推薦するものであります。

一方、満濃地区の有信隆雄氏と仲南地区の末久和幸氏の2名につきましては、後任として満濃地区、片井功氏と仲南地区の白川由里子氏の2名を人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たに人権擁護委員として推薦するものでございます。

以上、3名の方々につきましては、地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されております。

このほか、人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼

ね備えていることから適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定いたしました。

それでは、お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任として答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月4日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

**散会 午後0時01分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月3日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員